京都大学化学研究所規程

(平成16年達示第32号)

(前 略)

(目的)

第2条 化学研究所は、化学に関する特殊事項の学 第2条 化学研究所は、化学に関する特殊事項の学 理及びその応用の研究を行うことを目的とする。 理及びその応用の研究を行うとともに、全国の大

(中略)

(教授会)

- 第4条 化学研究所に、その重要事項を審議するた 第4条 め、教授会を置く。
- 2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教 2 授会が定める。

(研究系)

第5条 (略)

(後略)

## 京都大学人文科学研究所規程

(平成16年達示第33号)

(前略)

(目的)

第2条 人文科学研究所は、世界文化に関する人文 第2条 人文科学研究所は、世界文化に関する人文 科学の総合研究を行うことを目的とする。 科学の総合研究を行うとともに、全国の大学その

(中略)

(教授会)

- 第5条 人文科学研究所に、その重要事項を審議す 第5条 るため、教授会を置く。
- 2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教 2 授会が定める。

(研究部門)

第6条 (略)

(後 略)

(目的)

改

第2条 化学研究所は、化学に関する特殊事項の学 理及びその応用の研究を行うとともに、全国の大 学その他の研究機関の研究者の共同利用に供する ことを目的とする。

(教授会)

第4条 2 (同 左)

(運営評議会)

- 第4条の2 化学研究所に、第2条の共同利用による研究の実施に関する重要事項について所長の諮問に応ずるため、運営評議会を置く。
- 2 運営評議会の組織及び運営に関し必要な事項 は、所長が定める。

(研究系)

第5条 (同 左)

(目的)

第2条 人文科学研究所は、世界文化に関する人文 科学の総合研究を行う<u>とともに、全国の大学その</u> 他の研究機関の研究者の共同利用に供することを 目的とする。

(教授会)

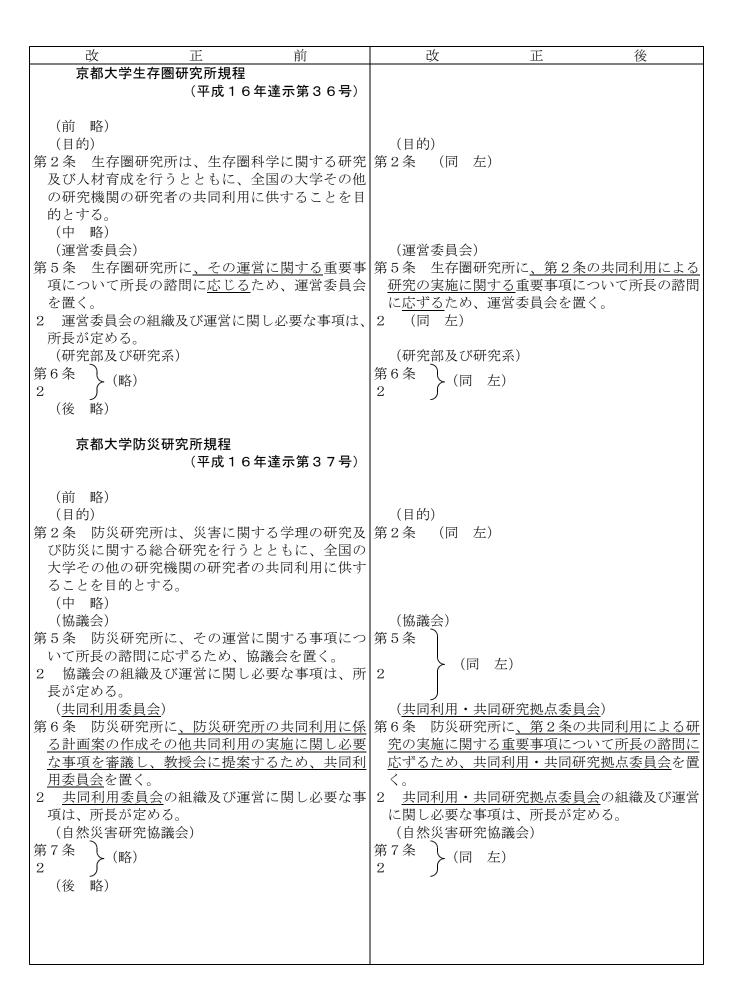
第5条 (同 左)

(運営委員会)

- 第5条の2 人文科学研究所に、第2条の共同利用 による研究の実施に関する重要事項について所長 の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。
- 2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項 は、所長が定める。

(研究部門)

第6条 (同 左)



改 改 īF. 後 前 京都大学基礎物理学研究所規程 (平成16年達示第38号) (前略) (目的) (目的) 第2条 基礎物理学研究所は、素粒子論その他の基|第2条 (同 左) 礎物理学に関する研究を行うとともに、全国の大 学その他の研究機関の研究者の共同利用に供する ことを目的とする。 (中略) (運営委員会) (運営協議会) 第5条 基礎物理学研究所に、その運営に関する重|第5条 基礎物理学研究所に、その運営に関する重 要事項について所長の諮問に応ずるため、運営委 要事項について所長の諮問に応ずるため、運営協 議会を置く。 2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、 運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項 所長が定める。 は、所長が定める。 (共同利用運営委員会) 第5条の2 基礎物理学研究所に、第2条の共同利 用による研究の実施に関する重要事項について所 長の諮問に応ずるため、共同利用運営委員会を置 2 共同利用運営委員会の組織及び運営に関し必要 な事項は、所長が定める。 (研究部門) (研究部門) 第6条 第6条 (同 左) (略) (後略) 京都大学ウイルス研究所規程 (平成16年達示第39号) (前略) (目的) (目的) 第2条 ウイルス研究所は、ウイルスの探求並びに│第2条 ウイルス研究所は、ウイルスの探求並びに ウイルス病の予防及び治療に関する学理及びその ウイルス病の予防及び治療に関する学理及びその 応用の研究を行うことを目的とする。 応用の研究を行う<u>とともに、全国の大学その他の</u> 研究機関の研究者の共同利用に供することを目的 とする。 (中略) (協議員会) (協議員会) 第4条 ウイルス研究所に、その重要事項を審議す 第4条 るため、協議員会を置く。 (同 左) 2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、 協議員会が定める。 (運営委員会) 第4条の2 ウイルス研究所に、第2条の共同利用 による研究の実施に関する重要事項について所長 の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。 2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項

は、所長が定める。

(研究部門)

第5条 (同 左)

(研究部門)

第5条 (略)

改 (附属研究施設)

施設を置く。

正

エイズ研究施設

感染症モデル研究センター

新興ウイルス感染症研究センター

- 2 附属の研究施設に長を置き、ウイルス研究所の 2 教授又は准教授をもって充てる。
- 3 附属の研究施設の長の任期は、2年とし、再任 3 を妨げない。
- 4 附属の研究施設の長は、当該研究施設の業務を つかさどる。

(後略)

## 京都大学経済研究所規程

(平成16年達示第40号)

前

(前 略)

(目的)

第2条 経済研究所は、産業経済に関する総合研究|第2条 経済研究所は、産業経済に関する総合研究 を行うことを目的とする。

(中略)

(教授会)

- 第4条 経済研究所に、その重要事項を審議するた 第4条 め、教授会を置く。
- 2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教 2 授会が定める。

(研究部門)

第5条 経済研究所の研究部門は、次に掲げるとお 第5条 経済研究所の研究部門は、次に掲げるとお りとする。

経済情報解析研究部門

経済制度研究部門

経済戦略研究部門

現代経済分析研究部門

(附属研究施設)

を置く。

金融工学研究センター

複雑系経済研究センター

先端政策分析研究センター

- 2 附属の研究施設に長を置き、経済研究所の専任 2 の教授をもって充てる。
- 3 附属の研究施設の長の任期は、2年とし、再任 3 を妨げない。ただし、引き続き4年を超えること ができない。

(附属研究施設)

改

第6条 ウイルス研究所に、次に掲げる附属の研究|第6条 ウイルス研究所に、次に掲げる附属の研究 施設を置く。

正

後

ヒトレトロウイルス研究施設

感染症モデル研究センター

新興ウイルス研究センター

(同 左)

(目的)

を行うとともに、全国の大学その他の研究機関の 研究者の共同利用に供することを目的とする。

(教授会)



(運営委員会)

- 第4条の2 経済研究所に、第2条の共同利用によ る研究の実施に関する重要事項について所長の諮 問に応ずるため、運営委員会を置く。
- 2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項 は、所長が定める。

(研究部門)

りとする。

経済情報解析研究部門

経済制度研究部門

経済戦略研究部門

ファイナンス研究部門

現代経済分析研究部門

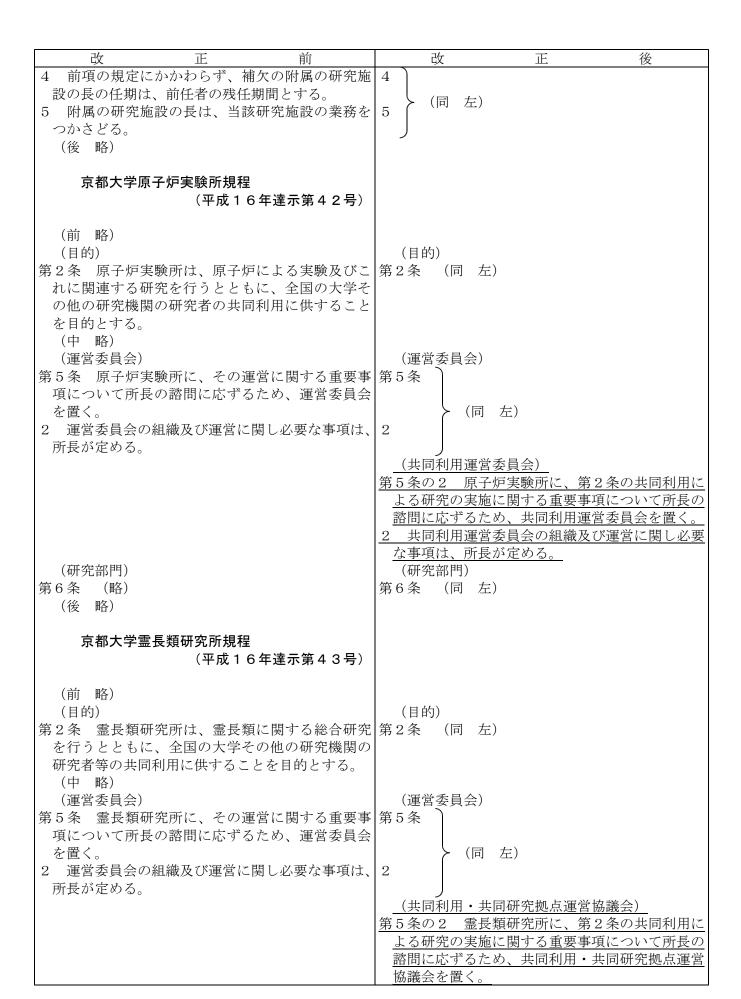
(附属研究施設)

第6条 経済研究所に、次に掲げる附属の研究施設|第6条 経済研究所に、次に掲げる附属の研究施設 を置く。

複雑系経済研究センター

先端政策分析研究センター

(同 左)



改 īF. 前 改 後 共同利用・共同研究拠点運営協議会の組織及び 運営に関し必要な事項は、所長が定める。 (研究部門) (研究部門) 第6条 (同 左) 第6条 (略) (後略) 京都大学東南アジア研究所規程 (平成16年達示第44号) (前略) (目的) (目的) 第2条 東南アジア研究所は、東南アジア地域に関|第2条 東南アジア研究所は、東南アジア地域に関 する総合研究を行うことを目的とする。 する総合研究を行うとともに、全国の大学その他 の研究機関の研究者の共同利用に供することを目 的とする。 (中略) (協議員会) (協議員会) 第5条 東南アジア研究所に、その重要事項を審議 第5条 するため、協議員会を置く。 (同 左) 2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、 協議員会が定める。 (共同利用・共同研究拠点運営委員会) 第5条の2 東南アジア研究所に、第2条の共同利 用による研究の実施に関する重要事項について所 長の諮問に応ずるため、共同利用・共同研究拠点 運営委員会を置く。 2 共同利用・共同研究拠点運営委員会の組織及び 運営に関し必要な事項は、所長が定める。 (研究部門等) (研究部門等) 第6条 第6条 (同 左) (略) (後略) 京都大学生態学研究センター規程 (平成16年達示第48号) (前略) (目的) (目的) 第2条 生態学研究センターは、生態学に関する研 第2条 (同 左) 究を行うとともに、全国の大学その他の研究機関 の研究者の共同利用に供することを目的とする。 (中略) (運営委員会) (運営委員会) 第5条 生態学研究センターに、その運営に関する 第5条 重要事項についてセンター長の諮問に応ずるため、 運営委員会を置く。 (同 左) 2 運営委員会に関し必要な事項は、運営委員会が 定める。 (共同利用運営委員会) 第5条の2 生態学研究センターに、第2条の共同 利用による研究の実施に関する重要事項について センター長の諮問に応ずるため、共同利用運営委

員会を置く。

改	正	前	改	正	後
			2 共同利用運営委員会の組織及び運営に関し必要		
			な事項は、センタ	ュー長が定める。	<u> </u>
(研究部門)			(研究部門)		
第6条 (略)			第6条 (同 左)		
(後 略)					
			附則		
			この規程は、平原	戈22年4月11	日から施行する。